76010

【別 紙】

様式1

事　業　報　告　書

（自 令和6年4月1日　至 令和7年3月31日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人俵道会　吉村内科

① □ 財団　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

② □ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 出資額限度法人

□ その他

③ □ 基金制度採用　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県長門市東深川1953番地1

(3) 設立認可年月日　　平成元年9月29日

(4) 設立登記年月日　　平成元年11月1日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	吉村　　晃	吉村内科管理者　医師
理　　事	吉村　敦子	
同	吉村　悦子	
同	俵道　　淳	
監　　事	山﨑　恵美子	

2　事業の概要

（1） 本来業務

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人 俵道会 吉村内科	3511110433	山口県長門市東深川1953番地1	0床

（2）当該会計年度内に社総会又は評議員会で議決又は同意した事

令和6年5月27日　　令和5年度決算の決定

令和6年度事業計画及び収支予算案の承認

様式２

法人名	医療法人俵道会　吉村内科
所在地	長門市東深川1953番地1

※医療法人整理番号					

財　　産　　目　　録

令和7年3月31日

１．資　　産　　額　　80,445 千円
２．負　　債　　額　　19,068 千円
３．純　資　産　額　　61,377 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　　分	金　　額
Ａ　流　動　資　産	37,201
Ｂ　固　定　資　産	43,244
Ｃ　資　産　合　計　　（Ａ＋Ｂ）	80,445
Ｄ　負　債　合　計	19,068
Ｅ　純　　資　　産　　（Ｃ－Ｄ）	61,377

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人俵道会　吉村内科

所在地　山口県長門市東深川１９５３番地１

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　7 年　3 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	37,200	Ⅰ 流動負債	1,969
Ⅱ 固定資産	43,244	Ⅱ 固定負債	17,098
1 有形固定資産	31,483	負債合計	19,068
2 無形固定資産	291	純資産の部	
3 その他の資産	11,468	科目	金額
		Ⅰ 基金	17,478
		Ⅱ 積立金	43,898
		純資産合計	61,377
資産合計	80,445	負債・純資産合計	80,445

様式４－２

法人名　医療法人俵道会　吉村内科

所在地　山口県長門市東深川１９５３番地１

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和　6 年　4 月　1 日　至　令和　7 年　3 月 31 日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
1 事業収益	73,041
2 事業費用	71,714
事業利益	1,326
Ⅱ 事業外収益	188
Ⅲ 事業外費用	173
経常利益	1,341
税引前当期利益	1,341
法人税等	383
当期利益	958

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人俵道会　吉村内科
理事長　吉村　　晃　　殿

私は、医療法人俵道会の令和６年会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されていると認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月17日

医療法人俵道会　吉村内科

監事　　山﨑　恵美子

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。